

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和8年7月 16 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2600001 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600006 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 7 月 22 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 7 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 27 年 7 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 7 月 22 日

請求期間において、A 社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間に支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 7 年 11 月 27 日（受付）に、A 社から年金事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

2 請求者及び A 社から提出された請求者に係る賞与支払明細書により、請求者は、同社から請求期間において 700 万円の賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を 150 万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、当該期間に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和7年11月27日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定され、当該ただし書の規定の適用に当たっては、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領（以下「認定基準」という。）により、請求者が代表取締役等の役員であることに加えて、虚偽の届出に対する共謀の事実や、経理や厚生年金保険に係る事務に影響力を持っていたか否か等を考慮して、当該事務への関与、影響力等に応じて総合的な判断を行うこととされている。

この点に関して、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において、同社の代表取締役であることが確認できるところ、請求期間に係る賞与支払届が未提出となっていたことについて、同社は、単に担当者が提出を失念したことによるものである旨を回答し、請求者は、自らが届書の作成又は提出に直接関わることはなく、令和7年12月頃になって総務部からの報告により知った旨を回答している上、日本年金機構は、同社に厚生年金保険料の滞納は無い旨を回答している。

これらの事情に照らし、上記認定基準により総合的に判断すると、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないとするのが妥当である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2600002 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600007 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 7 月 22 日の標準賞与額を 100 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 7 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 27 年 7 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 7 月 22 日

請求期間において、A 社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間に支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 7 年 11 月 27 日（受付）に、A 社から年金事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

2 請求者及び A 社から提出された請求者に係る賞与支払明細書により、請求者は、同社から請求期間において 100 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を 100 万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、当該期間に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和7年11月27日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定され、当該ただし書の規定の適用に当たっては、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領（以下「認定基準」という。）により、請求者が代表取締役等の役員であることに加えて、虚偽の届出に対する共謀の事実や、経理や厚生年金保険に係る事務に影響力を持っていたか否か等を考慮して、当該事務への関与、影響力等に応じて総合的な判断を行うこととされている。

この点に関して、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において、同社の取締役であることが確認できるところ、請求期間に係る賞与支払届が未提出となっていたことについて、同社は、単に担当者が提出を失念したことによるものである旨を回答し、請求者は、自身は社会保険事務に権限、影響力を有する立場にはなく、令和7年12月頃になって総務部からの報告により知った旨を回答している上、日本年金機構は、同社に厚生年金保険料の滞納は無い旨を回答している。

これらの事情に照らし、上記認定基準により総合的に判断すると、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないとするのが妥当である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2600003 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600008 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 7 月 22 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 7 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 27 年 7 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 7 月 22 日

請求期間において、A 社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間に支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 7 年 11 月 27 日（受付）に、A 社から年金事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

2 請求者及び A 社から提出された請求者に係る賞与支払明細書により、請求者は、同社から請求期間において 150 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を 150 万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、当該期間に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和7年11月27日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定され、当該ただし書の規定の適用に当たっては、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領（以下「認定基準」という。）により、請求者が代表取締役等の役員であることに加えて、虚偽の届出に対する共謀の事実や、経理や厚生年金保険に係る事務に影響力を持っていたか否か等を考慮して、当該事務への関与、影響力等に応じて総合的な判断を行うこととされている。

この点に関して、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において、同社の取締役であることが確認できるところ、請求期間に係る賞与支払届が未提出となっていたことについて、同社は、単に担当者が提出を失念したことによるものである旨を回答し、請求者は、自身は社会保険事務に権限、影響力を有する立場にはなく、令和7年11月頃になって総務部からの報告により知った旨を回答している上、日本年金機構は、同社に厚生年金保険料の滞納は無い旨を回答している。

これらの事情に照らし、上記認定基準により総合的に判断すると、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないとするのが妥当である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2600004 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600009 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 7 月 22 日の標準賞与額を 100 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 7 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 27 年 7 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 7 月 22 日

請求期間において、A 社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間に支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 7 年 11 月 27 日（受付）に、A 社から年金事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

2 請求者及び A 社から提出された請求者に係る賞与支払明細書により、請求者は、同社から請求期間において 100 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を 100 万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、当該期間に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和7年11月27日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定され、当該ただし書の規定の適用に当たっては、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領（以下「認定基準」という。）により、請求者が代表取締役等の役員であることに加えて、虚偽の届出に対する共謀の事実や、経理や厚生年金保険に係る事務に影響力を持っていたか否か等を考慮して、当該事務への関与、影響力等に応じて総合的な判断を行うこととされている。

この点に関して、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において、同社の取締役であることが確認できるところ、請求期間に係る賞与支払届が未提出となっていたことについて、同社は、単に担当者が提出を失念したことによるものである旨を回答し、請求者は、自身は社会保険事務に権限、影響力を有する立場にはなく、令和7年11月頃になって総務部からの報告により知った旨を回答している上、日本年金機構は、同社に厚生年金保険料の滞納は無い旨を回答している。

これらの事情に照らし、上記認定基準により総合的に判断すると、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないとするのが妥当である。